

財務監督課	特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案の意見募集手続の実施について	令和6年1月26日
<p>1 趣旨</p> <p>特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を制定するに当たり、以下のとおり意見募集手続（いわゆる「パブリックコメント」）を実施するもの。</p> <p>2 意見募集手続対象</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案 <p>3 意見募集の方法</p> <p>電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載</p> <p>4 意見募集期間</p> <p>令和6年1月26日（金）～令和6年2月25日（日）（31日間）</p>		

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」に関する意見募集について

令和 6 年 1 月 26 日
 カジノ管理委員会事務局
 国土交通省観光庁

カジノ管理委員会・観光庁では、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見募集対象

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」(別紙参照)

2 意見募集の対象となる案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載

3 意見募集期間

令和6年1月26日(金)から令和6年2月25日(日)まで
 (郵便の場合は終了日必着)

4 意見提出方法

氏名、住所、所属(会社名、部署名等)、電話番号及び電子メールアドレスを必ず明記の上、以下のいずれかの方法で御提出願います。提出いただく御意見につきましては、日本語に限ります。なお、本要領に基づかない応募や電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-gov.go.jp/>)意見提出フォームを使用する場合
 「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出してください。

(2) 郵送の場合

〒105-6090

東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー12階

カジノ管理委員会事務局・観光庁意見募集担当 宛て

※封書に「パブリックコメント意見」と赤字で御記入ください。

※別添に御記入の上、送付してください。

5 意見の公開について

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、所属(会社名、部署名等)、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

(別添)

カジノ管理委員会事務局・観光庁意見募集担当 宛て

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」に関する意見募集について

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
意 見 内 容	

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案

令和 6 年 1 月 26 日
カジノ管理委員会事務局
国土交通省観光庁

I. 背景

カジノ事業者等が行う設置運営事業等の監査及び会計に関しては、「金融商品取引法」（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）及び関連法令等を踏まえ、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令」（令和 4 年カジノ管理委員会規則・国土交通省令第 1 号。以下「共同命令」という。）を定め、監査人の監査や会計の整理方法等について具体的に規定しているところ、第 212 回国会において「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号。以下「改正金商法」という。）が成立したことに伴う「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号。以下「開示府令」という。）等の関連法令^{※1}の改正等を踏まえ、共同命令において所要の改正を行う必要がある。

※1 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和 32 年大蔵省令第 12 号）、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年内閣府令第 64 号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）、開示府令

II. 改正の概要

(1) 金商法及び関連法令の改正（四半期報告書制度の廃止等）への対応（第 27 条第 4 項、第 28 条第 1 項第 6 号、第 30 条第 3 項、別表第一、別記第 32 号様式、別記第 33 号様式及び別記第 35 号様式関係）

ア 関連法令から四半期報告書制度に係る記載が削除又は別の法令への統合（四半期連結財務諸表規則を連結財務諸表規則に統合）等が図られることに伴う条番号の変更等への対応を行う。

イ 改正金商法において有価証券報告書及び半期報告書の公衆縦覧期間が 5 年に揃えられることを踏まえ、共同命令第 27 条第 4 項で定める特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 28 条第 14 項の措置を講ずる場合の期間（電子公告期間）を 3 年から 5 年に変更する。

(2) 開示府令の改正に関連した所要の改正（別記第 32 号様式及び別記第 35 号様式関係）

ア 開示府令におけるサステナビリティ情報等の開示の拡充^{※2}にあわせ、別記第 32 号様式に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の項目を追加し、また、「監査の状況」に関する記載上の注意を充実させるほか、平仄の整理を行う。

※2 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載の新設（ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標）、「従業員の状況」の記載の充実（女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差）、「コーポレート・ガバナンスの状況等」の記載の充実（取締役会等の活動状況など）

イ 開示府令において「重要な契約」に関する開示内容の明確化^{※3}が図られることにあわせ、別記第 32 号様式及び別記第 35 号様式の項目名を「経営上の重要な契約等」から「重要な契約等」に変更する。

※3 企業・株主間のガバナンスに関する合意、企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意及びローン契約と社債に付される財務上の特約

(3) 財務報告に係る内部統制報告書の訂正に係る記載事項の追加（第 20 条第 2 項及び第 3 項関係）

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 62 号）第 11 条の 2 に内部統制報告書に係る訂正報告書を提出する場合の記載事項として、訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書の提出日、訂正の理由並びに訂正の箇所及び訂正の内容が追加されたため、これを共同命令第 20 条に追加する。

(4) 上記の他、所要の改正を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 6 年 3 月下旬

施行：令和 6 年 4 月 1 日（ただしⅡ（2）アに係る部分については公布同日施行）

その他：

(1) 電子公告期間に関する経過措置

令和 6 年 4 月 1 日以後に法第 28 条第 14 項の措置を講ずる情報について適用し、同日前に同項の措置を講じている情報については、なお従前の例による。

(2) 財務報告書（別記第 32 号様式）に関する経過措置

（Ⅱ（2）アに係る改正部分）令和 6 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る財務報告書から適用する。

（上記以外）令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る財務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る財務報告書については、なお従前の例による。

(3) 四半期報告書（別記第 35 号様式）に関する経過措置

（Ⅱ（2）イに係る改正部分）令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

（上記以外）令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。